



News Letter

2020夏号



発行/2020年8月15日 発行者/ひろせゆき行政書士事務所 TEL・FAX/03-4400-1182 MAIL/info@hiroseyuki-office.com
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-16 ワイムビジネスプラザ高田馬場504 <https://hiroseyuki-office.com/>

依然、新型コロナウイルスの心配が続いておりますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。いつ何が起るかわからないご時世、遺言書のお問合せが増えております。ひろせゆき行政書士事務所では、平成30年成立の民法改正により相続に関するルールが大きく変わったことを受け、遺言書・相続に関する改正点を中心にNews Letterを発行しております。



自筆証書遺言の保管が開始

2020年7月1日より、自筆証書遺言の法務局での保管が始まりました。

法務局での保管によって、自筆証書遺言は、発見されないリスクや書き換え・隠ぺいのリスクがなくなり、検認も不要になります。

ただ、法務局は内容までチェックするわけではなく、書き方を間違えて無効になるリスクは残ります。また、遺留分を無視した遺言書を書いてしまうことで、ご家族が争うことにもなりかねませんので、一度専門家に相談することをお勧めします。

遺言書には、相続時に遺産分割協議が不要になり、相続手続きの負担が大幅に軽減するという大きなメリットがあるため、新制度の施行を機会に、遺言書作成準備を始めてみてはいかがでしょうか。

<申請方法>

- ①申請の予約をする
- ②遺言者が予約日時に遺言書保管所へ

<必要書類> ①遺言書 ②申請書 ③本籍記載入り住民票等 ④本人確認書類 ⑤手数料3,900円



遺言執行者とは？

遺言執行者とは、被相続人の遺言通りに相続財産の分割手続きを進める人。自筆証書遺言でも、公正証書遺言同様、遺言書内に遺言執行者を指定しておくといいです。

遺言執行者がいない場合には預貯金の相続手続き等の際に、相続人全員の署名・捺印や印鑑証明書や遺産分割協議書の提出を求められることもあり、多大な労力が必要になるだけでなく、遺言書の内容に反対する相続人がいた場合、手続き自体が進まなくなることもあり得ます。

遺言執行者には、お子さまなど相続人を指名することもできますが、遺言書で不利益な内容を指定された相続人がいる場合等、相続人通しの間に感情的なもつれが発生しそうな時は特に、行政書士等の専門家を指定する方も多くいらっしゃいます。

というのは、遺言執行者は、遺言書で不利益な内容を指定された相続人にも、遺言書の存在や内容を報告する義務があるため、相続人ではない部外者が間に入って連絡を取った方が望ましいケースも多いからです。

是非、ご相談ください。